

様式第四号（第二条関係）

※※ 第 号			
※ 経 由 区役所・支所名		※ 区役所・支所 受 付 年 月 日 年 月 日	
※ 区役所・支所 年 月 日 提 出 第 号		※ 区役所・支所 年 月 日 再 提 出 年 月 日	
児童扶養手当額改定請求書			
(フリガナ) ① 氏 名		② 証 書 号	第 号
③ 住 所			
関係書類を添えて、児童扶養手当の額の改定について請求します。 年 月 日 氏 名 (宛先) 京 都 市 長			
※※ 改定却下 年 月 日		※※ 証書 作成 年 月 日 改訂 第 号	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書^{かい}ではっきり書いてください。

④ 児 童 の 氏 名		フリガナ	フリガナ
⑤ 生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生
⑥ 請 求 者 と の 続 柄			
⑦ 請 求 者 と の 同 居 ・ 別 居 の 別		同 居 ・ 別 居	同 居 ・ 別 居
⑧ 監 護 又 は 養 育 を 始 め た 年 月 日		年 月 日	年 月 日
⑨ 障 害 の 状 態 の 有 無		あ る ・ な い	あ る ・ な い
⑩ 父 又 は 母 の 状 況		イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ	イロハニホヘトチリヌルヲワカヨ
⑪ 父の氏名・生年月日		(年 月 日生)	(年 月 日生)
⑫ 母の氏名・生年月日		(年 月 日生)	(年 月 日生)
父が死亡したとき	⑬ 死 亡 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	⑭ 死 亡 原 因		業 務 上 ・ 業 務 外
	死亡時又は死亡時直近の勤務先	名 称 所在地	
母が死亡したとき	⑯ 死 亡 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	⑰ 死 亡 原 因		業 務 上 ・ 業 務 外
	死亡時又は死亡時直近の勤務先	名 称 所在地	
⑰ 父又は母の死亡したとき児童が受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況		受けることができる 種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード 受けることができない () 年額 (円)	受けることができる 種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード 受けることができない () 年額 (円)
⑳ 児童が加算の対象となっている父又は母の公的年金の受給状況		受けることができる 種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード 受けることができない () 年額 (円)	受けることができる 種類() 支給停止 基礎年金番号・年金コード 受けることができない () 年額 (円)
㉑ 父又は母が障害であるとき	身体障害者手帳の番号及び障害等級		
	公的年金の種類・障害等級		
	父又は母の職業又は勤務先名		
備 考			

注 意

- 1 ⑬及び⑭の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ④から⑥までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ⑧の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなたが当該児童の監護又は養育を始めた年月日を記入してください。
- 4 ⑩の欄は、児童の状況について、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
- イ 父母が婚姻（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）を解消した。
- ロ 父が死亡した。
- ハ 父が障害の状態にある。
- ニ 父の生死が明らかでない。
- ホ 父が児童を引き続き1年以上遺棄している。
- ヘ 父が母の申立てにより保護命令を受けた。
- ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- チ 母が死亡した。
- リ 母が障害の状態にある。
- ヌ 母の生死が明らかでない。
- ル 母が児童を引き続き1年以上遺棄している。
- ヲ 母が父の申立てにより保護命令を受けた。
- ワ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- カ 婚姻によらないで生まれた児童。
- ヨ 棄児なので父母がいるかいないか明らかでない。
- 5 ⑪から⑬までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑬及び⑭の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 7 ⑮の欄は、新たに手当の支給対象となる児童が、父又は母の死亡により「公的年金」又は「遺族補償」を支給される場合に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父又は母に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入してください。

- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
- なお、新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母と従来から手当の支給の対象となっていた児童の父又は母が同じときは、ニ及びホの書類は添える必要はありません。
- イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し（京都市に住民票がある場合は、住民票の添付を省略できます。）
- ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
- ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エックス線直接撮影写真
- （イ）呼吸器系結核 （ロ）肺えそ （ハ）肺のうよう （ニ）けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。） （ホ）じん臓結核 （ヘ）胃かいよう （ト）胃がん（チ）十二指腸かいよう （リ）内臓下垂症（ヌ）動脈りゅう（ル）骨又は関節結核（ヲ）骨ずい炎（ワ）骨又は関節損傷（カ）その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- ヘ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- （イ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
- （ロ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
- （ハ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
- （ニ）新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
- ト 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
- 10 手当の全部又は一部支給が停止されている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと、のいずれかに該当する児童をいいます。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出してください。
- 11 この請求書は、区役所・支所に出してください。この請求書について分からないことがありましたら、区役所・支所の職員によく聞いてください。